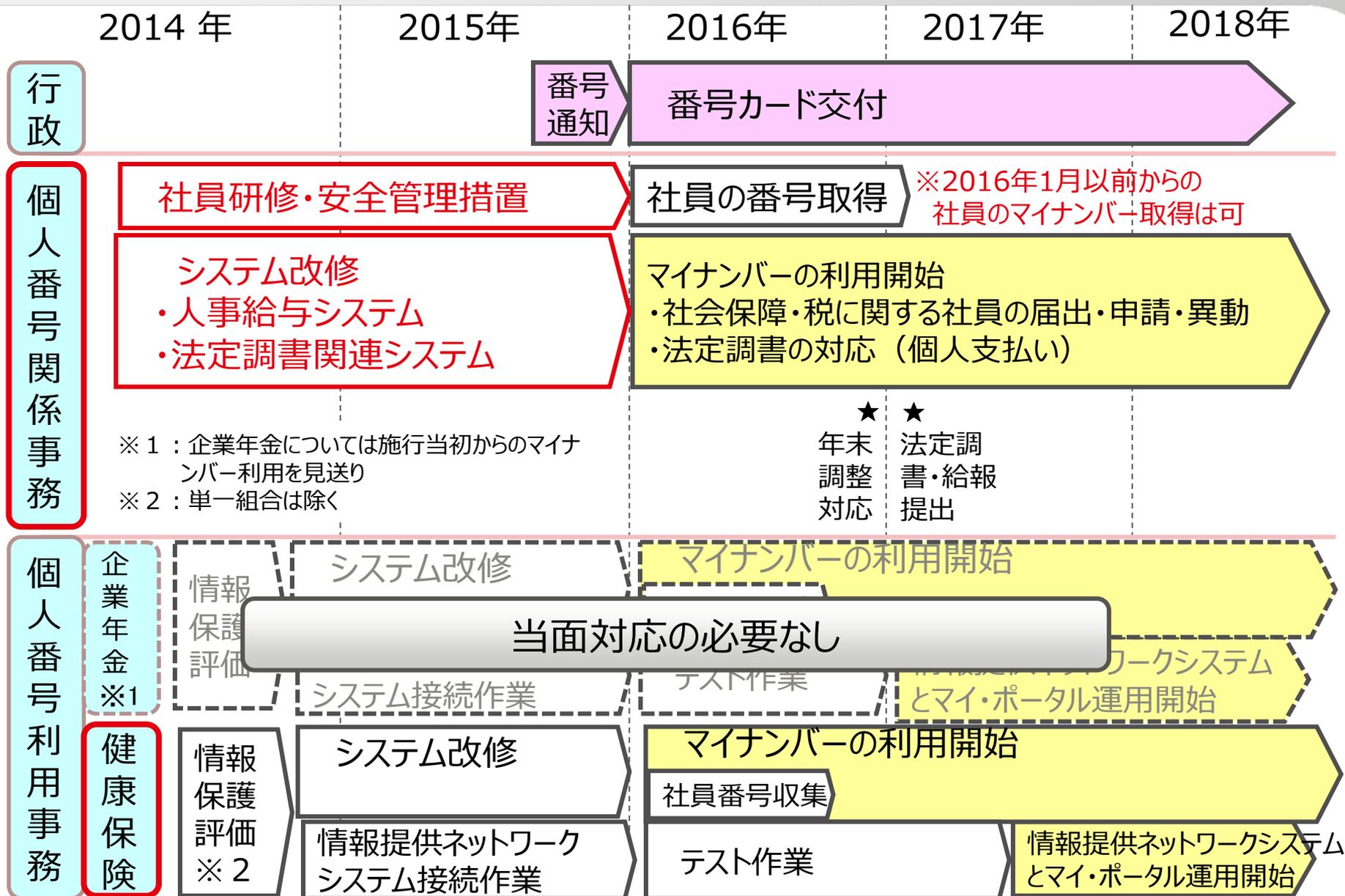


# これから半年の準備 ～今後の対応スケジュール～

2015年4月13日  
株式会社富士通総研  
経済研究所  
主席研究員 榎並 利博

# 1. 民間企業の対応スケジュール



- いつまでに準備すべきか
  - 2016年1月：マイナンバーの利用開始
  - 2015年10月：社員からのマイナンバー取得（前倒し取得の場合）
  
- 何を準備すべきか
  - 社員の教育・研修
  - 安全管理措置の実施
  - マイナンバー関連事務の委託の見直し
  - マイナンバー関連システムの改修（人事給与・法定調書など）

## 2. 社員の教育・研修

全社員（パート、アルバイト等含む）に対して、マイナンバーに関する教育・研修が必要

※ガイドラインの安全管理措置では、事務取扱担当者に対する教育が言及されているのみ。

- マイナンバー制度全般に関する基礎知識
- マイナンバー取扱事務に関する注意事項

### ■ 罰則規定（67～76条）

（マイナンバーの不当な提供）

（マイナンバーの不正取得）など

### ■ 不正行為に関する**法人の責任**（77条）

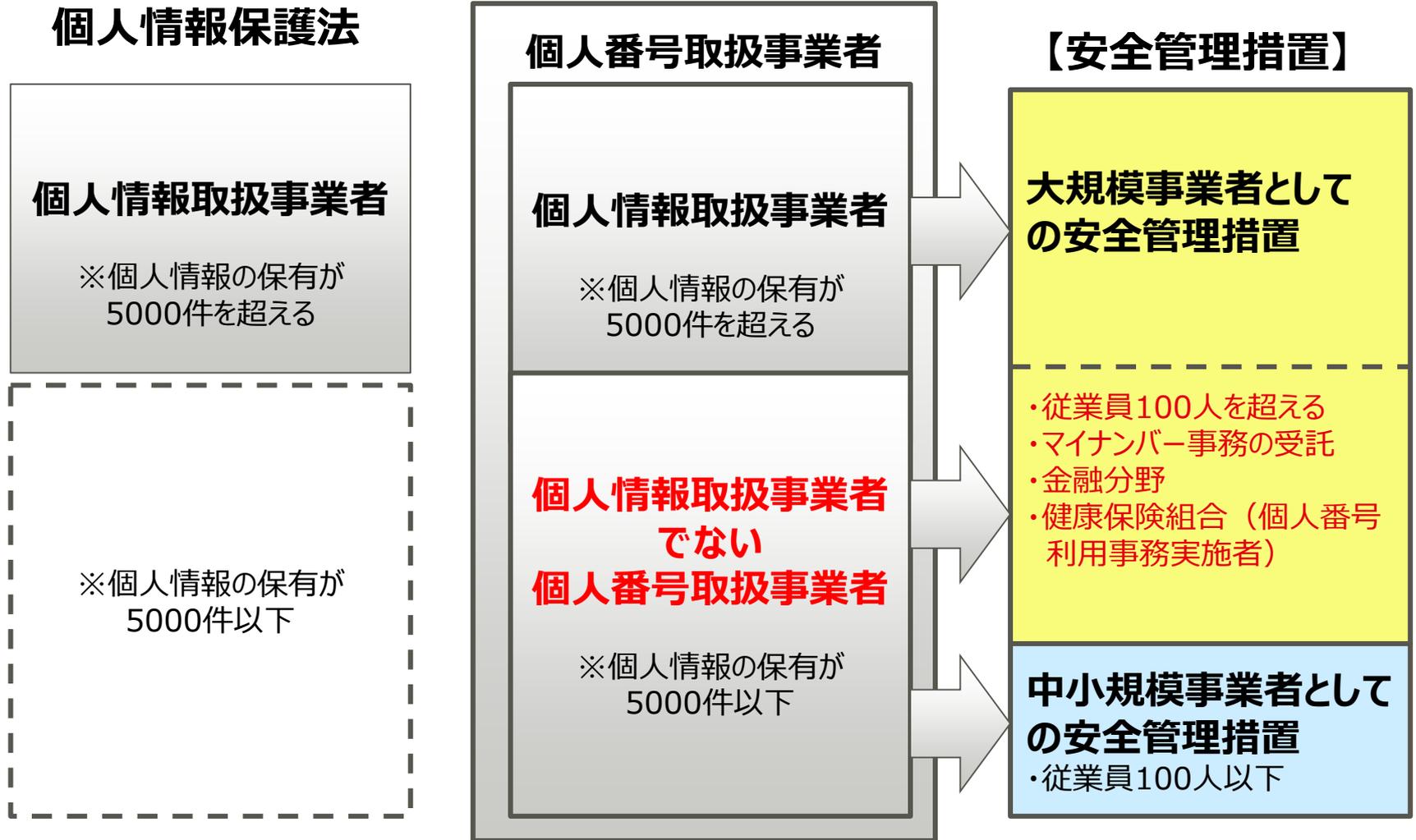
- 法人の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が・・・違反行為をしたときは、その**行為者を罰するほか、その法人**又は人に対しても、各本条の**罰金刑を科する**

# 3. 安全管理措置の実施

- 個人番号利用事務実施者等の責務(12条)
  - 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
  
- 対象：個人番号関係事務実施者  
個人番号利用事務実施者
- 目的：特定個人情報等の安全な管理
  - ※特定個人情報：マイナンバーの付いた個人情報
- 安全管理措置の検討手順
  - ※下記事項を明確化したうえで措置を実施
    - 個人番号を取り扱う事務の範囲
    - 特定個人情報ファイルの範囲
    - 個人番号を取り扱う事務に従事する従業員の範囲

# 事業者の規模で、安全管理措置のレベルが異なる

## マイナンバー法



- **安全管理措置の実施**
  - (1) 基本方針の策定
  - (2) 取扱規程の策定
  - (3) 組織的安全管理措置
  - (4) 人的安全管理措置
  - (5) 物理的安全管理措置
  - (6) 技術的安全管理措置

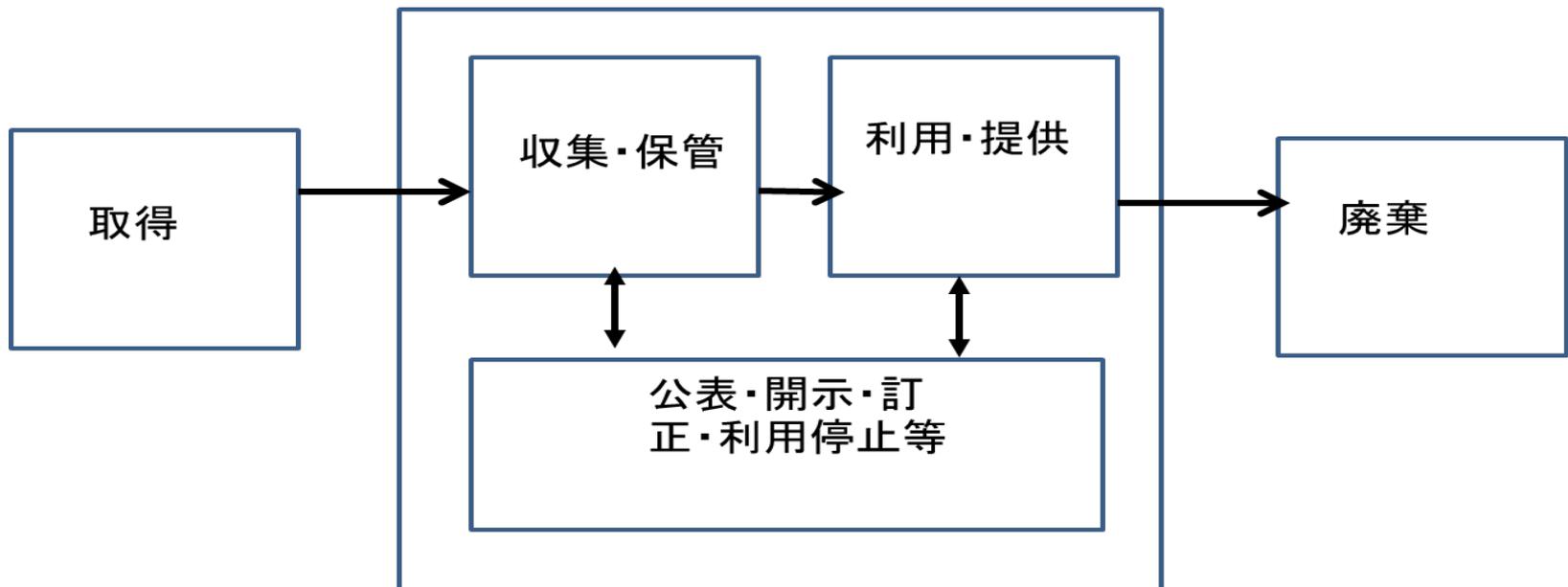
【以下の説明は、大規模事業者としての安全管理措置】

- (1) **基本方針**の策定（定める項目の例）
  - 事業者の名称
  - 関係法令・ガイドライン等の遵守
  - 安全管理措置に関する事項
  - 質問及び苦情処理の窓口 等

## (2) 取扱規程の策定

- 次に示す管理段階ごとに、取扱方法、責任者・事務取扱担当者及びその任務等について定める。
  - ① 取得する段階
  - ② 利用を行う段階
  - ③ 保存する段階
  - ④ 提供を行う段階
  - ⑤ 消去・廃棄を行う段階

※マイナンバーを取扱う各フェーズにおける注意事項の確認



### (3)組織的安全管理措置

- **体制の整備**
  - 事務における責任者の設置及び責任の明確化
  - 事務取扱担当者の明確化並びにその役割の明確化など、以下省略
- **運用状況の確認手段**
  - 特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録
  - 書類・媒体等の持出しの記録など、以下省略
- **取扱状況の確認手段**
  - 特定個人情報ファイルの種類、名称
  - 責任者、取扱部署など、以下省略
- **情報漏えい等事故発生に備えた体制整備**
  - 事実関係の調査及び原因の究明
  - 影響を受ける可能性のある本人への連絡など、以下省略
- **取扱い状況の把握と見直し**
  - 特定個人情報等の取扱状況について、定期的に自ら行う**点検**又は他部署等による**監査**を実施するなど、以下省略

## (4)人的安全管理措置

- 事務取扱担当者に対する**監督と教育**
  - 事務取扱担当者に対する必要かつ適切な監督。
  - 事務取扱担当者に特定個人情報等の適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育。

## (5)物理的安全管理措置

- 特定個人情報等を取り扱う区域の管理  
特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域（「**管理区域**」）と特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（「**取扱区域**」）を明確にし、**物理的な安全管理措置**を講じる。
- 機器及び電子媒体等の盗難等の防止  
特定個人情報等を取り扱う**機器、電子媒体及び書類等**の盗難又は紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講じる。
- 電子媒体等を**持ち出す場合**の漏えい等の防止  
電子媒体又は書類等を持ち出す場合、容易に個人番号が判明しない措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等、安全な方策を講じる。
- 個人番号の**消去**、機器及び電子媒体等の**廃棄**  
特定個人情報の電子媒体及び書類等について、保管する必要がなくなった場合、個人番号が復元できない手段で消去削除又は廃棄する。  
※**消去又は廃棄した記録を保存**。また、これらの作業を委託する場合、委託先が確実に消去又は廃棄したことについて、**証明書等**により確認。

## (6)技術的安全管理措置

- アクセス制御

情報システムを使用して個人番号関係事務又は個人番号利用事務を行う場合、**事務取扱担当者**及び当該事務で取り扱う**特定個人情報ファイルの範囲**を限定するために、適切なアクセス制御を行う。

- アクセス者の識別と認証

特定個人情報等を取り扱う情報システムは、事務取扱担当者が正当な**アクセス権を有する者**であることを、識別した結果に基づき認証する。

- 外部からの**不正アクセス等**の防止

情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用する。

- 情報漏えい等の防止

特定個人情報ファイルをインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における**情報漏えい等**を防止するための措置を講じる。

### 【委託する場合の考え方】

個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部の委託をする者は、委託先において、番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の安全管理措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。（ガイドライン）

「必要かつ適切な監督」とは

- ①委託先の適切な選定
- ②安全管理措置に関する委託契約の締結
- ③委託先における特定個人情報取扱状況の把握

## ① 委託先の適切な選定

委託先において、番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の安全管理措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認。

具体的な確認事項としては、委託先の設備、技術水準、従業者（従業員のほか、役員や派遣社員を含む）に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等。

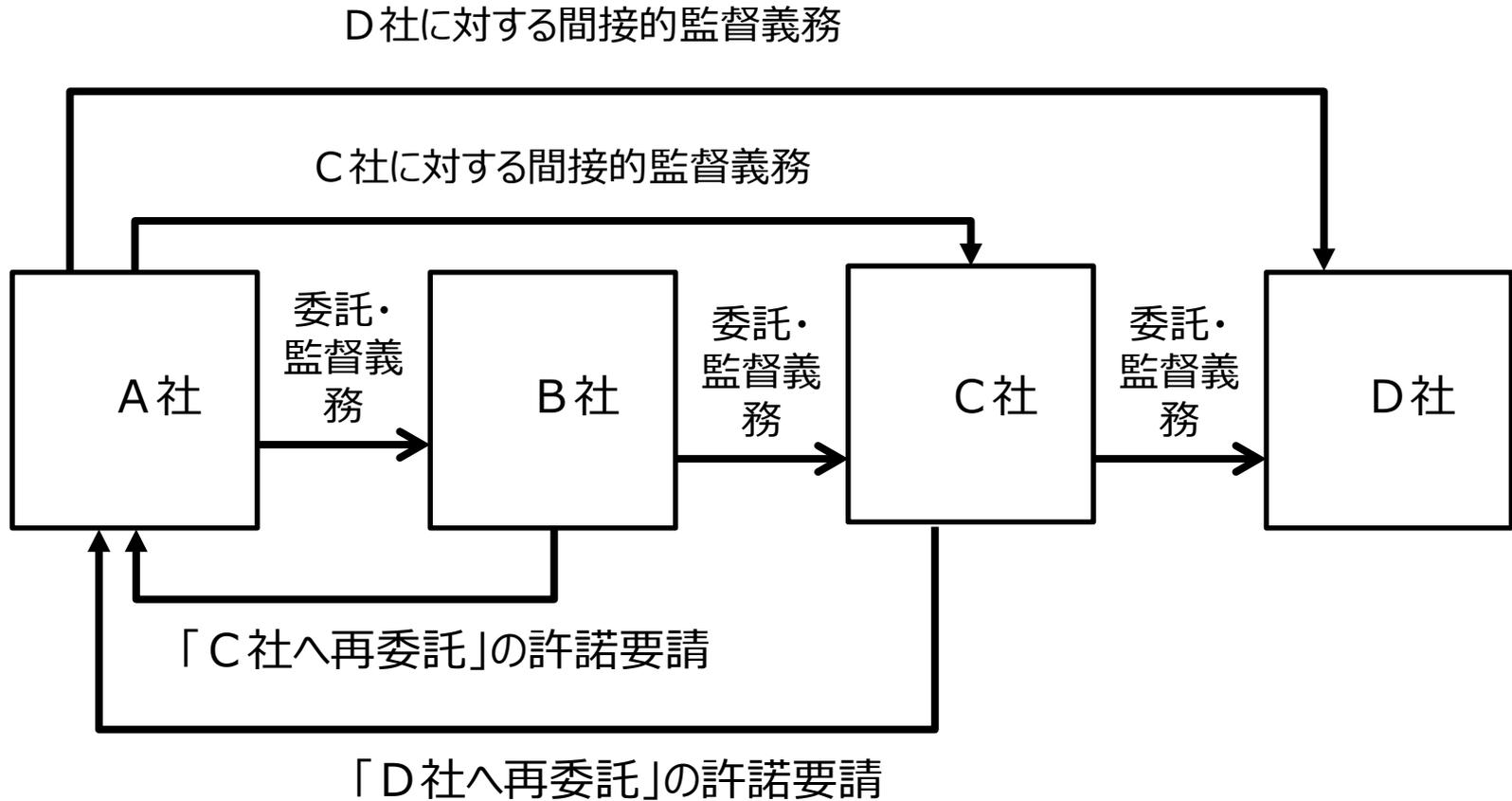
## ② 安全管理措置に関する委託契約の締結

契約内容として、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定等。

## ③ 委託先における特定個人情報の取扱状況の把握

上記の契約において、特定個人情報を取り扱う従業者の明確化、委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定等。

# マイナンバー関連事務の委託に関する再委託の許諾と監督義務



## 5. マイナンバー関連システムの改修

### ① 人事給与システム

- 社員（配偶者・扶養親族や健康保険の被扶養者も含む）データにマイナンバー項目を追加。
- 源泉徴収、特別徴収、社会保険料支払いのデータにマイナンバーを追加。社員の異動情報の連絡についても、マイナンバーおよび法人番号を通知して行う。

### ② 法定調書システム

- 支払調書など法定調書作成のため、個人支払先のマイナンバーや法人番号を管理。

### ③ その他

- ①と②のデータが法定保存期間を経過した後に速やかにマイナンバーを廃棄または削除する機能を追加。
- ①、②、および共同利用などで、マイナンバー法と安全管理上の整合性を取るための改修。
- 行政機関への提出書類に法人番号を追加。

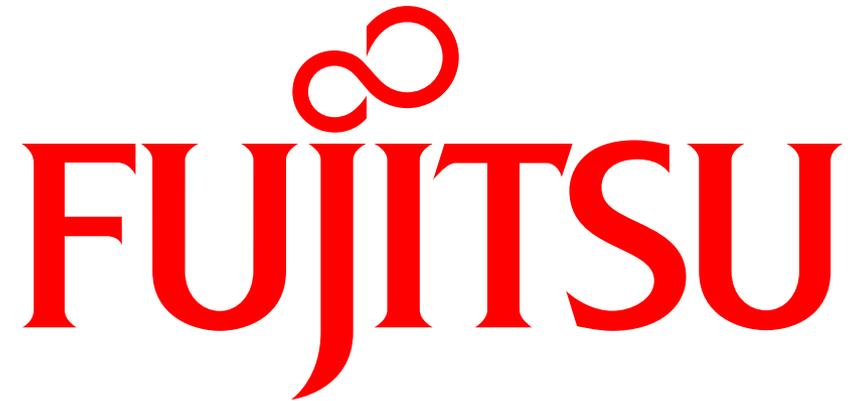
## 6. マイナンバー準備のために



著者 榎並利博  
出版社 日本法令  
発行年月日 2015年3月20日  
ページ数 237ページ  
価格 2,200円+税

### 【目次】

- 第1章 マイナンバーの基礎
- 第2章 企業のマイナンバー対策
- 第3章 マイナンバー取扱い実務
- 第4章 マイナンバーの安全管理措置と事務の委託
- 第5章 税務におけるマイナンバー実務
- 第6章 社会保障におけるマイナンバー実務
- 第7章 健康保険組合のマイナンバー対応
- 第8章 民間ビジネスへの影響と今後の展望



shaping tomorrow with you